

第 1 回さいたま市再犯防止推進協議会 議事録

日時	令和 3 年 1 1 月 4 日 (木) 1 4 時～1 5 時 4 0 分
場所	大宮区役所 6 階 大会議室
出席者	<p>【委員】</p> <p>沢崎 俊之 埼玉大学 教授 平原 興 埼玉弁護士会 弁護士 小林 昇 さいたま大宮地区保護司会 保護司 柴崎 八重 さいたま浦和地区更生保護女性会 顧問 白石 宏行 白石工業株式会社 相談役 清水 義恵 更生保護法人清心寮 理事長 辻本 俊之 NPO 法人埼玉ダルク 施設長 利根川 善次 青少年育成さいたま市民会議 補導委員会 委員長 若林 美賀子 さいたま地方検察庁 総務部 検事 仲野 智之 さいたま保護観察所 次長 二宮 康高 川越少年刑務所 総務部 調査官 前田 将太 さいたま少年鑑別所 地域非行防止調整官 佐々木 陽介 東京矯正管区 更生支援企画課 課長 加藤 美幸 浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 直井 将成 埼玉県警察 さいたま市警察部 総務課 企画補佐官 並木 恵美子 さいたま市民生委員児童委員協議会 理事</p> <p>【事務局】</p> <p>齋藤 貴弘 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 課長 木村 諭 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 管理係長 松本 憲俊 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 管理係 主査 伊藤 厚志 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 管理係 主任 藤倉 泰喜 保健福祉局 福祉部 福祉総務課 管理係 主事</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回さいたま市再犯防止推進協議会 次第 ・ 資料 1 さいたま市における附属機関等の会議の公開について ・ 資料 2 さいたま市再犯防止推進協議会 委員名簿 ・ 資料 3 第 1 回さいたま市再犯防止推進協議会 席次表 ・ 資料 4 さいたま市再犯防止推進協議会設置要綱 ・ 資料 5 さいたま市の再犯防止の推進について

1 開会

事務局 資料1に基づき説明。

- ・会議の公開について

2 委員の御紹介

事務局 資料2、資料3に基づき説明。

3 さいたま市再犯防止推進協議会について

事務局 資料4に基づき説明。

- ・さいたま市再犯防止推進協議会について

4 会長の選出

- ・会長に沢崎委員を選出。
- ・職務代理者に平原委員を選出。

5 議事

(1) さいたま市の再犯防止の推進について

事務局 資料5に基づき説明。

- ・再犯の防止等をめぐる状況
- ・さいたま市再犯防止推進計画
- ・さいたま市再犯防止推進協議会における協議内容
- ・スケジュール

前田委員（さいたま少年鑑別所）

さいたま市のホームページ、ツイッター及びフェイスブック等の媒体に掲載することをご検討いただくと、幅広く様々な年代に周知されるのではないかと考えます。

事務局

市のホームページには掲載を予定しております。ツイッター等についても検討していければと考えます。

清水委員（更生保護法人清心寮）

相談窓口を探す人のため、例えばリーフレットの巻末等に、薬物に関する窓口・就労に関する窓口等、分野別に掲載ページ等が一覧となっていると、リーフレットを最初から最後まで読まなくても、窓口が探しやすくなると思います。

事務局

窓口を探しやすいリーフレットにすることが重要だと思いますので、ページ数等の制限の範囲内で検討させていただきます。

小林委員（さいたま大宮地区保護司会）

保護司は様々な人が担っており、相談機関等を周知するためにも、リーフレットを保護司会に配布いただくことは非常に良いと考えます。できるだけわかりやすい表現にさせていただきたいと思います。

平原委員（埼玉弁護士会）

埼玉弁護士会では、子どもからの相談を受け付けるホットラインを実施しているので、リーフレットに掲載する窓口の一つとして検討いただきたいと思います。

また、先ほどご発言のあったリーフレットに一覧等を加えるという点についてですが、リーフレット冊子とは別に、窓口の情報のみが掲載されている1枚程度の資料を作成するという方法も有効ではないかと考えます。

白石委員（白石工業株式会社）

埼玉県就労支援事業者機構は、犯罪をした人のうち、保護観察終了後一定期間が経過した方でも相談することができる機関であるため、リーフレットに掲載することについてご検討いただければと思います。

平原委員（埼玉弁護士会）

事務局より説明があった計画の進捗状況の確認についてですが、各部署から取組の内容をご報告いただいたものを基に、この協議会で議論するということでした。再犯防止に関わる数値的なものではなく、どの程度福祉的な支援として各取組が行われているかを評価したいという意図があるのだと思います。

各部署間でどのような連携が図られたか、また、各取組において再犯防止という意識を持ってもらえているかが重要であると思いますが、取組状況の報告だけでは、そういったものが見えにくいと思われます。そこで、どのようなケースでどのような連携が図られたかといった、事例の報告等があると、実際の取組の状況や今後の計画のあり方を考えるための大きな判断材料になるのではないかとと思うので、ご検討いただければと思います。

沢崎会長（埼玉大学）

計画策定に係る昨年度の協議会でも、直接再犯防止に資する取組だけではなく、支援を確実に行うことが再犯防止につながるというご意見をいただいております。そういった観点でのご意見であると思いますので、検討していただければと思

います。

事務局

今年度の実績について、来年度に各取組の所管課へ実績報告を求める予定であり、その際に連携をとった具体的な事例等がもし出てくれば、ご報告させていただきたいと思います。

(2) 国・民間団体等の動向について

沢崎会長（埼玉大学）

国、民間団体等の動向について、本協議会の設置目的の一つである委員相互の情報共有を図るため、日頃の活動内容や昨今の動向等をお話してください。

平原委員（埼玉弁護士会）

埼玉弁護士会として運営をしている社会復帰支援委託援助制度のシェルターについては、今年度申し込みが24件あり、うち12名、待機中を含めると13名に対し、一時的な居所を提供しております。今年度当初は申し込み件数が増え、8月くらいまでは入所できる場所がないという状況であったことから、コロナの影響で職や居場所を失った方が、苦しくて事件を起こしてしまうケースがあったのではないかと感じています。ホームレスの支援については、入所の相談・対応等が増えていると聞いており、かなりコロナの影響があったのではないかと思います。引き続き、地域生活定着支援センターと連携しながら対応していきたいと考えております。

また、当番弁護士制度といい、逮捕された方がいた場合に、その周りの支援者の方も当番弁護士の利用ができるということを周知するパンフレットを配布しています。各市町村の高齢、障害担当の窓口等に設置させていただいており、支援している方からも弁護士に繋がるきっかけにしてほしいと考えています。皆様にも、周知を続けていく中でご協力をお願いすることもあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

小林委員（さいたま大宮地区保護司会）

今年度は、コロナの影響で対象者との面談がほとんど実施できず、電話でやりとりをする状況でした。社会を明るくする運動、その他広報キャンペーンの活動も含め、再犯防止に関する活動がほとんど実施できなかったというのが現状です。

また、大宮保護司会が関わる保護観察等の対象者については、これまでとほとんど変わっていないという状況です。

柴崎委員（さいたま浦和地区更生保護女性会）

浦和地区更生保護女性会は、明るい環境づくりを目指して、非行の予防や再犯防

止に関する活動を実施しています。現在は、子育て支援に重点を置いて活動しており、学校と連携した教育講演会や子どもを対象にした行事等を実施しています。今後も「優しく見守る」ことを心掛けて活動していきたいと考えております。

白石委員（白石工業株式会社）

協力雇用主に関することとしては、近年大きく採用の方法が変わりました。コロナ禍以前は、直接施設で面接を行うという採用活動でしたが、現在はウェブ面接が可能となったことから、全国的に面接ができるようになり、採用の幅が非常に広がったと感じております。

また、「チャンス」という求人誌が施設内に配架され、直接本人と手紙でやり取りが可能となり、相互に気持ちを伝え合うことができるようになりました。

清水委員（更生保護法人清心寮）

清心寮は、法務省から指定され、訪問支援モデル事業の委託を受けています。これは、更生保護施設から自立退所した後に孤立してしまう人が多いことから、退所後9ヶ月の範囲で、月2回以上、家庭・職場・グループホーム等へ、こちらから訪問等をして相談支援を行うものです。今年の10月から開始しましたが、日頃我慢していたことを話してくれる人が多いと聞いております。様々な課題を持った人達がおりますので、地域の関係機関、団体の皆様へご相談することもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

辻本委員（NPO 法人埼玉ダルク）

埼玉ダルクは、薬物をやめたい人に対して、社会復帰するまでの間の手助けを行っております。期間としては1年近く、日常生活を行いながら、薬物を使わない生き方を見つけていっていただきます。加えて、薬物を使わない思考回路に戻していくという支援を行います。その中心となるデイケアが浦和区に、自立準備ホームが南区と川口市に1ヶ所ずつあります。

ダルクへ入所する際の問題として、刑務所から埼玉ダルクに入所する場合は、生活保護を申請することができますが、留置場や拘置所から埼玉ダルクに入所する場合は、留置場や拘置所に入る前の住所地で申請するよう言われます。さらに、家族がいれば家族とともに申請が必要と言われますが、現実的には難しい状況です。生活保護制度に則った対応をしなければならないことは理解していますが、現実にはこのような課題が生じているため、再犯防止の視点からも検討してほしいと思っております。

利根川委員（青少年育成さいたま市民会議）

青少年育成さいたま市民会議は、市内67地区会において、自治会・PTA・民

生委員・保護司等がメンバーとなり、青少年健全育成を目的として活動している組織です。主に小中学生を対象に、通学・登下校時等の防犯パトロールを実施しております。

若林委員（さいたま地方検察庁）

さいたま地方検察庁では、刑事政策総合支援室において、事件を担当している検察官から相談があった場合に、犯罪をした者が抱える様々な悩みを把握し、支援策を検討、助言するとともに、関係機関との調整及びそのつなぎ支援を行っております。引き続き、関係機関等と良好な関係を築き、再犯の防止につなげていきたいと考えております。

仲野委員（さいたま保護観察所）

さいたま保護観察所では、保護観察に付されている者等への指導・支援等、再犯防止に関する様々な施策を行っております。実際には、就労・住居の確保、高齢・障害のある者に対する福祉的・医療的な支援、薬物依存者に対する改善更生プログラムの実施、再犯防止のための広報啓発活動の推進等、関係団体の皆様と連携しながら取り組んでおります。最近では、本来であれば保護観察の対象にならない刑務所から満期釈放になった人に対する支援や、様々な企業・業界団体と協力した就労支援にも力を入れております。

また、令和4年4月からは民法が改正され、18歳以上の者を成人と扱うこととなりますが、少年法も同月から改正され、保護観察が決定された18歳から20歳までの人については、再犯防止の観点から、引き続き少年として保護処分を科すこととなります。これは、18歳から20歳までの若年者の再犯防止に大きな意味を持つと思われま。保護観察所としても、より効果的な処遇ができるように準備を進めております。

さらに、再犯防止に関する政府目標として、平成29年から令和3年までの5年間で、出所後2年以内に刑務所に戻る人の再入率を2割以上減らすという目標があり、政府一丸で取組を進めてきたところです。当初20%あった2年以内の再入率は、現時点の集計で16%以下になっております。これは、国だけではなく、地方自治体や関係機関が再犯防止に積極的に取り組んだ結果だと思えます。引き続き、関係機関の皆様のご理解とご協力をいただきながら、連携を強化して取り組んでいきたいと考えております。

二宮委員（川越少年刑務所）

川越少年刑務所では、令和4年4月に施行される少年法の一部改正に伴い、若年受刑者処遇に関する新しい取組に着手しています。今後、運用が開始される等の進捗があれば、本会議において情報を共有させていただきたいと思えます。

先ほどのリーフレットについては、刑事施設の面会受付所等に設置すると、面会に来られる方々等の出所者の直接的な支援者の目にとまり、支援を必要とする方、これに関係する方々に対し、再犯防止、出所支援、相談窓口の情報を広めることができるものと考えられます。また、埼玉県に帰住を求める方々の目にとまる可能性を考えれば、県外の関係する刑事施設にリーフレットを配布することも再犯防止の取組に有効であると思いますので、刑事施設への配布を検討していただければと存じます。

前田委員（さいたま少年鑑別所）

さいたま少年鑑別所では、さいたま法務少年支援センター「非行防止相談室ひいらぎ」において、地域の非行・犯罪防止に向けた様々な活動支援を行っており、特に力を入れているのが、個別の心理相談です。件数としては、令和元年度が150件程度、令和2年度が240件程度、令和3年度は10月末時点で250件以上となっており、昨今の心理相談へのニーズの高まりを実感しております。

相談は心理学等を専攻した専門の職員が対応しており、利用料無料で、年齢・性別を問わず、非行や犯罪等の問題があるご本人、支援者、ご家族からお受けしております。比較的利用の敷居が低い取組かと思っておりますので、関係機関の皆様にもご利用いただければと思っております。

また、講師派遣という形で、職員研修や講演を行っております。まずは研修等で少年鑑別所や非行防止相談室ひいらぎでの取組内容についてご理解いただき、有効と思われるものがあれば、個別にご相談いただくということも可能ですので、よろしく願いいたします。

佐々木委員（東京矯正管区）

東京矯正管区は、関東甲信越及び静岡地区の矯正施設を監督している機関で、更生支援企画課は、その地域における各地方自治体等との窓口の役割を担っております。

リーフレットの矯正施設への配布についてですが、管内には支所を含め70ほどの矯正施設があります。県外の施設への見学等をご希望される場合には、ご連絡いただきたいと思います。

また、更生支援企画課では、関東地方更生保護委員会と共に「関東更生支援ネットワーク」を今年6月に立ち上げました。これは、出所者や出院者の支援を行うため、顔の見えるネットワーク作りとして企画したものです。現在、約100の個人及び団体の登録があり、メールマガジンで更生支援等に関する情報提供を行っております。また、コロナ禍の影響のため開催時期は未定ですが、更生支援セミナーや矯正施設のスタディツアー等について、今後企画していきたいと考えております。

管内1都10県の再犯防止推進計画の策定状況ですが、現在1都9県が策定して

おり、残り1県についても、喫緊に策定に向けて取組を進めていくということになっております。今後は、各都県下の市町村にこの動きが波及し、各市町村において地方再犯防止推進計画の策定が加速化していくのではないかと考えております。県下市町村への策定に関して必要な情報の提供についてもさせていただきたいと考えております。

加藤委員（浦和公共職業安定所）

浦和公共職業安定所の専門援助部門では、刑務所出所者、障害者及び生活保護受給者を担当しております。刑務所出所者を担当するのは、市内では浦和ハローワークのみとなりますので、リーフレットに掲載していただきたいと思っております。

ハローワークでは、コロナ禍の影響により就職の件数が少なくなりましたが、ZOOMによるウェブ上でのオンライン相談をスタートしたところです。さらに、今年の9月からは、ハローワークに来ることなく登録が可能となり、ハローワークの求人への紹介状も自分で作成できるようになりました。これらの制度を活用するため、パソコン操作等の支援を進めていきたいと考えております。

また、満期出所者については、ハローワークでは一般の方と同じ取扱いとなり、支援の受け皿からこぼれてしまっているため、どのように支援をすべきかが今後の課題と考えております。

直井委員（埼玉県警察）

再犯の前には初犯があり、その初犯に手をつけないための施策として、警察では、従前より非行防止教室及び薬物乱用防止教室等を実施しております。引き続き、継続して実施していきたいと考えております。

並木委員（さいたま市民生委員児童委員協議会）

民生委員は、地域において高齢者の見守りや、子どもに関する取組を学校等と連携して行っています。最近では、高齢化や孤独死等、様々な問題がありますが、民生委員は各関係機関をつなぐパイプ役として活動しています。本協議会に出席し、再犯を防止するために、様々な相談機関があることを知ることができました。

沢崎会長（埼玉大学）

私が顧問を務めるBBS会では、保護司との連携の下、ともだち活動という学習支援等を実施しております。この1年半は、コロナ禍のため、オンラインでの活動や勉強会を実施する等、工夫して活動している状況です。

6 閉会